

# ワンコインPCR検査会場の運営事業者募集に係る仕様書

本仕様書は、四條畷市が公募する「ワンコインPCR検査会場」の運営に関し、基本的な事項を定めるものである。

## 1 事業名称

ワンコインPCR検査会場設置事務

## 2 目的

地域活動の再開や長期休暇などを契機とした遠方への移動を目的に、検査需要が継続されることが想定されることから、ワンコインPCR検査会場運営事務を継続し、安心して社会経済活動へ参加できるよう支援する目的に、PCR検査会場を設置します。

## 3 協定期間

協定締結日の翌日から令和5年3月31日（金）

## 4 検査場所

大阪府四條畷市中野三丁目5番25号

四條畷市市民総合センター1階コミュニティスペース

約66㎡（約11m×約6m）うち電気室（約3㎡）は使用不可

## 5 検査対象者

以下の要件を全て満たす者

- (1) 症状（発熱、咳等）が未発症の者及び新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者でない者のうち、検査を希望する者
- (2) 検査結果が陽性の場合に、当該運営事業者の提携する医療機関又はかかりつけの医療機関で速やかに受診することに同意する者
- (3) 上記（1）（2）の内容を含め、当該運営事業者が規定する重要事項説明、及び利用規約に同意する者

## 6 業務の内容

### (1) 検査会場開設、運営業務

- ① 開設期間は令和4年7月4日（月）から、令和5年3月30日（木）までとする
- ② 会場開設日時は月曜日、火曜日及び木曜日の平日3日間（ただし、祝祭日、施設休

館日（毎月末日。ただし、その日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、その前日）、及び年末年始の12月28日から翌年1月4日までを除く）の9時30分から15時までとする

なお、検査の需要がひっ迫し、会場開設日時内において対応が困難と見込まれる場合は、市と協議のうえ、開設日時の拡充を図ること

- ③ 事業者は市が提供する場所において令和4年6月29日（水）及び7月1日（金）までに検査会場の開設準備を行うこと
- ④ 原状回復は、事業終了後速やかに行うこと
- ⑤ 検査会場内の3密対策や換気、消毒等の感染症対策の徹底及び常勤スタッフの定期的なPCR検査を実施すること
- ⑥ 「6 業務の内容（1）から（5）」は運営責任者1名及び運営スタッフ2名の合計3名体制で行うこと（ただし、従事するスタッフの増員は事業者の任意とする）
- ⑦ 受検者が施設外にあふれるなど、周辺に迷惑がかからないようにすること
- ⑧ 市民総合センターに対し、本事業に関する問い合わせ又は苦情が及ばないように、ホームページでの周知や会場周辺への看板設置を通じて注意喚起に努めること

## （2）予約受付業務

感染症対策のため、原則としてインターネットを経由した予約専用フォーム又は電話による受検の予約受付を行うこと

※固定電話・携帯電話等形式は問いません（検査会場における固定電話の有線工事はできません）

※電話番号の取得は運営事業者で行うこと。なお、運営事業者で既に保有している電話番号の使用は可能であるが、本事業との棲み分けを明確にして運用すること

- ① 予約受付時間について、電話予約は平日9時から18時とする、また予約専用フォームは終日対応できるようにすること（ただし、予約専用フォームでの受付は検査日の前日までとする）

※電話及び予約専用フォームの開設日については6月29日を目処とし、別途、市との協議により決定する

- ② 当日の受検予約については、電話予約のみで対応すること
- ③ 予約専用フォームについては、当該運営事業者で準備すること
- ④ 予約の際には、検査時に必要な書類等を予め案内すること
- ⑤ 予約専用フォーム上に、PCR検査の説明、症状（発熱、咳等）が未発症の者及び感染者の濃厚接触者は受検できないこと及び感染拡大防止の注意喚起を行うこと

## （3）検査受付業務

検査日は、会場開設日時と同様とする

- ① 予約のない者が受検に来た場合は、市と協議の上、適宜対応すること
- ② 「5 検査対象者」の（1）の要件を満たさない場合は、検査を拒否したうえで、

保健所やかかりつけの医療機関等へ適切に誘導すること

- ③ 検査に用いる検査キットは、厚生労働省が承認する「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」に掲載された中から使用すること。  
なお、本検査における PCR 検査とは核酸増幅法によるものをいう
- ④ 四條畷市民（在住者、在勤者、在学者、団体所属者）に対しては 3,000 円で検査を提供すること
- ⑤ ④の確認方法は、市との協議において定める
- ⑥ ④以外で検査を希望する人に対しては、事業者が任意で設定した金額（3,000 円以上）で、実施すること
- ⑦ 1 日の検査人数は、感染症対策を徹底するため 1 時間あたり 20 人程度を目安とし、最大 100 人程度対応可能な体制を整えること
- ⑧ 予約時にメールアドレスを登録してもらうなどにより、検査日が月曜日の場合は水曜日までに、火曜日の場合は木曜日までに、木曜日の場合は翌週の月曜日までに検査結果を被検者へ通知すること。なお、メールアドレスがない者等に関しては、書面や電話で通知するなど、柔軟に対応すること
- ⑨ 検査結果が陽性の者に対しては、提携医療機関やかかりつけの医療機関へ受診するよう適切に誘導すること
- ⑩ 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が情報提供すべき事項」に基づき、被検者へ情報提供に努めること
- ⑪ 出張検査を行う体制を整え、5 名以上の予約で出張検査を希望する場合には、適宜で対応すること
- ⑫ ⑪について、田原地域の住民（在住者）の場合は、2 名以上の予約で出張検査に対応すること。  
また、検査需要がひっ迫する場合は、出張検査の条件を変更し、市が田原地域内で別途提供する臨時検査スペースにおいて検査できるよう体制を整えること  
ただし、出張検査に係る交通費を別途請求できないため、7（4）事業運営費の負担に記載している見積価格中に含めることができる

#### （4）市民等からの問合せ対応

- ① 本事業への市民等からの問合せに対し、誠意ある丁寧な対応を行うこと
- ② 問合せに対応する日時は、平日 9 時から 18 時とする
- ③ 事業実施に伴い、対応マニュアルを作成すること
- ④ 電話予約及び問合せの対応にかかる電話設備は、当該運営事業者が準備すること

#### （5）広報・啓発業務

- ① 広告業務にかかる下記広報物を作成すること
  - A) ホームページ
    - (ア) 協定締結後は速やかに専用ホームページを開設し、情報を随時更新すること

(予約専用フォームを兼ねることも可能)

B) チラシ

- (ア) 本事業の広報チラシ（フルカラー）を作成、印刷し、配布等周知に努めること
- (イ) 原稿は、内容に合致した案を市へ提出し、校正を経て市が最終決定する
- (ウ) 広報物の大きさ、種類、部数、時期、配置場所などについては、効果的で有効な手段となりえるよう検討すること
- (エ) チラシからホームページへ容易にアクセスできるよう検討すること

② ①の B) チラシにより本事業を周知すること

7 市の協力

(1) 検査会場の無償提供

市は検査会場となる場所の提供を行う

(2) 検査会場の運営に必要となる設備等の無償貸与

市は当該運営事業者と協議のうえ、検査運営に必要な設備等の内、以下のものを貸与する

・机	1800mm×450mm	12脚
・椅子	一人掛けパイプイス	20脚
・パーティション	1800mm×900mm	10個
・アクリルパネル	600mm×900mm	4個
・案内看板	836mm×589mm (貼付け面)	5個

(3) 広報・PR

市はホームページ、広報誌及びSNS等による広報を行う

(4) 事業運営費の負担

下記の計算式により、1日ごとの検査回数に応じて、市が当該運営事業者に対して事業運営費を負担する。

<計算式>

見積価格－(3,000円－検査キット価格)×1日の検査回数＝市の負担額

※見積価格とは、本仕様書に記載された業務の実施に係る事業運営経費の1日あたりの金額をいう

※検査キット価格については、仕入伝票などの証憑書類を元に、市と事業者との協議において定める(ただし、検査キット価格に変動が生じた場合は、改めて市へ報告し、協議すること)

※市の負担額は1日毎に精算を行う

- ※上記の計算結果が0以下となった日は、市は事業運営費を負担しない
- ※6の(3)の⑥で設定した金額のうち、3,000円を超える金額については、事業者の収入とする
- ※受検者から受け取った検査料金は、運営事業者において管理すること

#### (5) 市民の検査費用の助成

四條畷市民（在住者、在勤者、在学者、団体所属者）の検査料は3,000円とする

- ① 四條畷市民（在住者、在勤者、在学者）については、検査料3,000円のうち500円を本人の負担金額とし、残り2,500円は市が事業者へ助成する
- ② 四條畷市民（団体所属者）については、出張受付の場合のみ上記と同様の取扱いとする

#### (6) 費用の支払い

当該運営事業者は上記(4)の負担、及び(5)の助成の金額の支払いについて、月末締めとし、翌月10日までに市が定める様式で、市へ請求する。市はその請求に応じて、月末までに請求者へ支払うこととする

### 8 費用負担

会場の電気使用料や協定期間終了後の会場の原状回復に係る費用のほか、事業運営に必要な経費は、7の(1)及び(2)に係る費用を除いて、当該運営事業者の負担とし、すべて見積価格に含めること

なお、会場には水道がないため水道使用料については考慮しない（ただし、手洗い等は施設で利用可能）

### 9 報告書作成

事業終了後は令和5年3月31日までに業務報告書を作成し提出すること。

### 10 再委託について

- (1) 当該運営事業者は、協定業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない
- (2) 当該運営事業者は、コピー、印刷製本、デザイン、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、四條畷市の承諾を必要としない
- (3) 当該運営事業者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により四條畷市の承諾を得なければならない
- (4) 当該運営事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契

約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、四條畷市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中の者、四條畷市暴力団排除条例（平成23年四條畷市条例第11号）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない

- (5) 当該運営事業者は、業務を再委託に付する場合は、上記6（1）から（4）の事項について、再委託の相手方に遵守させなければならない。受託者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に再委託してはならない。但し書面により市の承認を得たときはこの限りでない

## 1.1 調査等

市は、必要があると認めるときは、当該運営事業者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、当該運営事業者は、これに従わなければならない。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 守秘義務等について

当該運営事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

本業務に伴い、収集、作成したデータは適正に管理すること。特に、検査により陽性反応が出た場合の取り扱いが厳格に管理すること。

### (2) 関係諸帳簿の整備・保存

当該運営事業者は、負担金の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかななければならない。

### (3) その他

- ① 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市並びに当該運営事業者が協議して定めるものとする
- ② 協定締結後、四條畷市暴力団排除条例（平成23年四條畷市条例第11号）に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、協定を解除することができる
- ③ 市の指針等によって、内容が変更される場合がある
- ④ 検査会場が所属する敷地の規定を遵守すること
- ⑤ 検査会場外で四條畷市が行う事業に協力を求めた場合は、可能な限りその協力に応じること
- ⑥ 当該事業の実施にあたり、当該運営事業者が市及び第三者に損害を与えた場合、又

は第三者から損害を受けた場合、及び事故等があった場合は、直ちに四條畷市へその状況及び内容を書面等により報告し、全て当該運営事業者の責任において処理解決するものとし、市は一切の責任を負わない

- ⑦ トラブルの苦情処理についても、当該運営事業者において行うこと
- ⑧ 市各施策・事業等と効果的・効率的な連携を積極的に図ること
- ⑨ 本協定にかかる事務機器、事務用品、福利厚生にかかる物品・備品等は、当該運営事業者が用意すること
- ⑩ あらかじめ市と調整したスケジュールにより、適切に事業を管理、進捗すること